

## 姫路版スマートシティ事業における戦略策定支援業務委託 調達仕様書

### 1 業務名

姫路版スマートシティ事業における戦略策定支援業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務の概要

本市では、第2期姫路市官民データ活用推進計画に定める目指すべき姿「市民一人ひとりが暮らしに満足し、自分らしい生活を送ることができる姫路（まち）～姫路版スマート都市の実現～」に向けて、姫路版スマートシティ事業（別添参考資料1～4参照）を推進しており、子どもが生まれる前から就職し自立するまでを「子育て」と捉え、保護者と子ども双方に対する一貫した切れ目のない支援を行うため、母子保健・健康分野、教育分野等のサービス実装を進めるとともに、社会との接点となる労働・産業分野の施策展開に向けた議論を行っているところである。

また、本業務を展開する背景として、本市の地域幸福度（Well-Being）指標について、全体的に客観指標よりも主観指標の方が低く、特に子育てや初等・中等教育、デジタル生活の分野においては、両者の乖離が著しい傾向にある（令和6年度個別調査（別添参考資料5参照）による。）。

この状況を踏まえ、本業務は、姫路版スマートシティ事業全体について、マーケティングの考え方をを用いて、より市民の実感に資する戦略の策定や事業の特定、市民の共感を得るためのブランド展開を行うことで、より確度の高い事業展開を目指すための支援を行うものである。

### 3 前提条件

(1) 本市が姫路版スマートシティ事業に係る戦略策定の前段として、アウトカムを明確化し、その実現に資する施策オプションを可視化するため、ロジックツリー構築支援事業者による支援を受けながら、ロジックツリーの策定に取り組んでいる。具体的には、令和6年度に子育て分野（未就学児子育て及び就学时子育て）のロジックツリー（別添参考資料6参照）を策定しており、令和7年度において、当該分野のロジックツリーをブラッシュアップするとともに、労働・産業分野等のロジックツリーを新たに作成する予定としている。

現状分析、仮説設定、事業特定等の業務において、これらのロジックツリーを参考にするとともに、本市の要請又は必要に応じて、ロジックツリー構築支援事業者との連携を図ること。

なお、本業務の成果を、上記ロジックツリーの精緻化及び特定事業のロジックモデル構築の参考資料とするので、この前提で本業務を実施すること。

(2) 本市のデジタル施策の方向性を示す総合的な計画である「姫路市官民データ活用推

進計画（以下「官デ計画」という。）について、現行（第2期）の官デ計画が令和7年度をもって終了することから、同年度において次期（第3期）官デ計画の策定を行う予定としている。本業務の遂行過程で創出される成果物は、次期官デ計画策定の参考資料とするので、この前提で本業務を実施すること。

- (3) 前項で述べたとおり、姫路版スマートシティ事業では、子どもが生まれる前から就職し自立するまでを「子育て」と捉え、保護者と子ども双方に対する一貫した切れ目のない支援を行うため、母子保健・健康分野、教育分野のサービス実装を進めている。また、令和8年度以降、社会との接点となる労働・産業分野や子どもが生まれる前のフェーズに係る施策展開を予定しており、これらの全分野が有機的につながることで、子育てが次世代の子育てを創出する好循環が形成されることを目指している。このことについて、市民が享受する価値（以下、「提供価値」という。）を市民目線で規定することで、本市への移住・定住を見据え、真にインパクトをもたらす事業を特定するとともに、市民及び市外住民の認知や好感を獲得することが課題となっている。

#### 4 業務内容

支援内容として、マーケティングの考え方をを用いた、本市の現状分析とそれに基づく価値規定、具体的な事業の特定、ブランド開発等を想定している。

受託者は、以下の業務を漏れなく実施すること。

なお、本業務実施に係る想定スケジュールは別紙参考資料7を参照すること。

##### (1) 戦略策定支援業務

###### ア 現状分析の実施

第2項「業務の概要」や前項「前提条件」を踏まえ、姫路版スマートシティ事業がターゲットとする市民のニーズ、インサイト、関心が高い事項等について、現状の調査及びその調査結果の分析を行うこと。定量的調査だけでなく、追加でヒアリングや既存資料の分析、参考事例の収集等が必要な場合は、適宜実施すること。

なお、本市が実施した地域幸福度（Well-Being）指標の令和6年度個別調査（別添参考資料5参照）やオンラインプラットフォームを活用して行った以下の2種類の市民意見募集の結果も、現状把握・分析の一助として差し支えない。

また、本市が令和6年度にブランドメッセージ作成にあたり実施したワークショップやアンケート調査結果も、現状把握・分析の一助として差し支えない。（参考：<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000027239.html>）

① 『子どもを育てやすいまち』にするために、特に力を入れてほしいことは何ですか？』

・意見募集期間：令和7年1月14日（火）から 同年2月14日（金）まで

・URL：<https://polipoli-gov.com/issues/hMHMfOk1Z1wmmhpaAIPb>

② 「日々の生活であつたら嬉しいデジタルサービスやアプリはありますか？」

- ・意見募集期間：令和7年2月3日（月）から 同年2月28日（金）まで
- ・URL：<https://polipoli-gov.com/issues/AKdq0FPeI16EQ1H5AY4e>

#### イ 提供価値の仮説設定

アの分析結果から、提供価値について情報の整理及び方向性の精緻化を行い、仮説設定を行うこと。なお、現状分析と仮説設定については、仮説の精度を高めるため、サイクルとして両者間の往復を繰り返しても差し支えない。

#### ウ 提供価値の規定

ア及びイの分析結果や設定した方向性をもとに、提供価値を市民目線で規定するとともに、訴求すべき基本的な理念を言語化（単なるキャッチコピーやキャッチフレーズを意図するものではない）し、本市へ提案すること。なお、本市ではブランドメッセージを「住むほどに好きが深まる 姫のまち」と定め、これを旗印として全庁を挙げて本市の魅力発信に努めているが、その方向性と齟齬がないこと。

提案された内容について、本市及び受託者において協議の上、エ以降の業務で活用する提供価値及び訴求すべき基本的な理念を決定するものとする。

#### エ 提供価値具現化に向けた分野や事業の特定

ウで規定した提供価値を具現化するために必要な分野や具体的な事業を特定し、本市へ提案すること。なお、事業の特定においては、前項の前提条件を考慮し、ロジックツリーや次期官デ計画の方向性と整合を図ること。

#### オ ブランディング計画立案

ウで規定した、訴求すべき基本的な理念に基づき、姫路版スマートシティ事業によってもたらされる暮らしやライフスタイルなどのイメージを浸透させるための、効果的な発信のシナリオ（発信の内容・手段・対象・順序）を作成し、以下の計画（3年程度の短中期的なロードマップの策定及び目標値の設定）を立案すること。

##### ① インナーブランディング計画提案

本市の職員に対し、基本的な理念の背景や目的を浸透させ、部署横断的な連携の意識を醸成し、行動変容を促すための計画を提案すること。

##### ② アウターブランディング計画提案

姫路市民や市外住民に対し、提供価値への共感を促し、基本的な理念と整合する発信を行うことで、本市への移住・定住に結びつく要素となるような、認知度や好意度を上げるための計画を提案すること。

#### (2) 定例会議体の設置及びプロジェクトマネジメント業務

ア 本業務を実施するにあたり、本市と受託者による会議体を設け、これを運営すること。

イ この会議体は、本業務における課題や解決策、プロジェクトの進捗状況等を本市と共有し、課題に対する解決策の検討やプロジェクト管理における支援を受けることで、本業務を円滑に遂行することを目的とする。

ウ 会議体における定例報告会を、少なくとも、隔週 1 回以上実施すること。ただし、本市と受託者の合意により、不要とした場合はこの限りではない。

エ 会議の実施は、対面又はオンラインのいずれの形態でも可とする。ただし、開催形態に関しては、事前に本市と協議して決定すること。

### (3) 報告書の作成

本業務の経緯及び結果について、報告書を作成すること。この報告書は、今後の姫路版スマートシティ事業の推進に活用するため、姫路版スマートシティ事業推進体制に属する庁内外の関係者（参考資料 8）へ共有することを想定していることから、本項第 1 号に示す業務にそれぞれ対応する形で一貫性のある記載を行うとともに、専門的知識を有しない者であっても内容が理解できるように、平易な表現や注記、図表等を用いて工夫して作成すること。

なお、本報告書は、姫路版スマートシティ事業の推進のみならず、次期（第 3 期）官デ計画策定にあたっての参考資料としても活用する。

本報告書は、以下の通り少なくとも 2 回に分けて提出すること。

種別	内容
中間報告書	本業務に関する報告時点までの経緯及び結果（少なくとも本項第 1 号アからウまでの業務を指す。進捗状況により、一部途中経過となっても差し支えない。）がわかるように、各工程において収集・整理した情報やアウトプット等をまとめ、中間報告書として提出すること。
最終報告書	本業務の最終成果物として、中間報告書の内容を含め、本項第 1 号に掲げるすべての工程の経緯及び結果がわかるように、各工程において収集・整理した情報やアウトプット等をまとめ、最終報告書として提出すること。

## 5 業務の実施方法等

### (1) 業務の実施場所

姫路市役所内の本市が指定する事務室又は受託者の事務所で実施することを原則とする。本業務の従事者が受託者の就業規則等に基づきテレワーク、オンライン会議システム等により業務を実施することも可とするが、業務上知り得た秘密が第三者に漏れないよう受託者の適切な監督のもと、細心の注意を払って業務に当たること。

### (2) 業務体制の構築

受託者は、本業務における目的を達成するための業務体制を構築し、当該体制を漏れなく記載した業務体制報告書を本市に提出すること。業務体制に変更がある場合は、速やかに業務体制報告書を更新し、本市に提出すること。

### (3) 従事者の指揮監督等

- ア 本業務の履行に携わる従事者の指揮監督は、受託者が行うこと。
- イ 受託者は、本業務の履行に当たって、労務法規その他関係法令に規定される事業主又は使用者としての一切の責任を負うこと。
- ウ 受託者は、本業務を履行する上で、従事者が本市の事務室等に立ち入る場合、本市の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該従事者に遵守させること。

## 6 成果物

次表に掲げるとおり、成果物として各種報告書を作成し、対応する納入期限までに提出すること。次表の納入期限にかかわらず、全ての成果物を編集可能なデータ形式（Word, Excel, PowerPoint 形式のいずれか）で電子媒体（CD-R 等）に記録し、令和7年12月26日までに1枚提出すること。

名称	内容	納入期限
業務体制報告書	本調達仕様書第5項第2号に基づき、本業務の実施体制を示した書類。指揮命令系統がわかりやすいように図示等すること。	業務開始後速やかに
中間報告書	本調達仕様書第4項第3号に示す中間報告書	令和7年 10月15日
最終報告書	本調達仕様書第4項第3号に示す最終報告書	令和7年 12月26日

## 7 その他の留意事項

- (1) 本契約に基づき、秘密情報の開示又は提供を受ける者（以下、「受領者」という。）は、秘密情報の開示又は提供を行う者（以下、「開示者」という。）から受領した秘密情報を厳に秘密として扱い、他の情報と区別できるよう保管すること。
- (2) 受領者は、開示者から開示又は提供を受けた秘密情報を開示者の書面による事前の承諾なく、第三者に開示若しくは漏洩又は開示目的以外の使用をしないものとする。
- (3) 秘密情報とは、開示者が秘密である旨の表示をした上で、受領者に対して開示又は提供を行う情報であって、開示の形態及び媒体を問わない。ただし、口頭、映像その他その性質上秘密である旨の表示が困難な形態又は媒体により開示又は提供された情報については、開示者が受領者に対し、秘密である旨を開示時に伝達し、かつ、当該開示後30日以内に当該秘密情報を記載した書面を秘密である旨の表示をして交付することにより、秘密情報とみなすものとする。
- (4) 本調達仕様書等に記載されていない項目で疑義のある事項に関しては、本市及び受託者間で協議の上、決定すること。